

# 伊豆の国市制施行 20 周年記念 冠称及びシンボルマーク使用 の手引き



伊豆の国市

令和 6 年 11 月

はじめに

この手引きは、伊豆の国市制施行 20 周年を広く市内外に PR し、市全体で 20 周年を盛り上げるとともに、市民の皆さんや、事業所、各種団体などの活動の活性化を図るため、伊豆の国市制施行 20 周年記念の冠称及びシンボルマークの使用に関する基本ルールを定めたものです。

## 1 冠の種類

「冠」の種類は、次の 2 種類です。

### (1) 冠称

- ア 伊豆の国市制施行 20 周年
- イ 伊豆の国市制施行 20 周年記念
- ウ 伊豆の国市制施行 20 周年記念事業

#### 【使い方の例】

- ・伊豆の国市制施行 20 周年 ○○大会
  - ・伊豆の国市制施行 20 周年記念 ○○コンサート
  - ・祝 伊豆の国市制施行 20 周年 ○○商店街大売出し
- その他上記例と同じ趣旨の表現を用いたもの

### (2) シンボルマーク



## 2 冠称及びシンボルマークの使用に関する注意事項

- (1) 伊豆の国市の信用や品位を損なうような使用をしないこと。
  - (2) 特定の政治、宗教、思想等の活動に使用しないこと。
  - (3) 冠称及びシンボルマークを使用した商品等の制作物については、商標登録又は意匠登録等著作権に関する自己の権利を新たに設定又は登録しないこと。
- ※上記の理由以外でも著しく不相当と認められる場合は使用を制限します。

## 3 伊豆の国市制施行 20 周年記念シンボルマーク使用の原則

使用者によるデザインの再構成はできません。必ず、市から提供されるデータを使用し、

次の要件を守ってください。

- (1) オリジナルデザインを変更しないこと。
- (2) オリジナルカラー、グレースケール又は黒単色で使用するここと。
- (3) 縦横の比率を変更しないこと。(拡大及び縮小は可。)

#### 4 シンボルマークの種類

(1) 基本カラー



(2) グレースケール



(3) 黒単色



#### 5 シンボルマークのシンボルマークの最小使用サイズ

シンボルマークを小さいサイズで使用する場合、以下の最小使用条件を守ってください。



#### 6 禁止事項

(1) タテ・ヨコの比率を変えて拡大・縮小しないでください。



(2) データの色を変更しないでください



(3) シンボルマークの上に別の文字やイラストを加えないでください。



(4) 視認できない背景色でのご使用はお控えください。



※ここに示した例のほか、著しく印象や視認性を損ねる使用を禁止します。

## 7 申請

冠称及びシンボルマークを使用する場合には、あらかじめ申請が必要です。使用に関する取扱要領及び本手引きをご確認のうえ、ロゴフォームから申請してください。

ロゴフォームから申請しがたい場合は、様式第1号による伊豆の国市制施行20周年記念冠称等使用承認申請書を提出してください。様式は、市ホームページからダウンロードできます。必要事項を記入の上、事務局までe-mail、Fax、郵送又は持参いずれかの方法で申請してください。

ただし、報道機関が報道又は広報の目的で使用する場合や、市が「伊豆の国市制施行 20 周年記念冠事業」として承認した事業の広報・啓発等で使用する場合は、申請は不要です。

申請用ロゴフォーム URL (インターネット) <https://logoform.jp/f/3vm1E>



## 8 申請から承認までの流れ

- (1) ロゴフォームによる使用申請の入力 【申請者】
- (2) 使用承認通知書の送付 【企画課→申請者】
- (3) (商品制作の場合) 見本品等の提出 【申請者→企画課】
- (4) 製品等の制作 【申請者】

申請にあたっては、使用イメージがわかるものや会社概要等の参考資料をあわせてご提出ください。

## 9 使用期間

- (1) 冠称 承認を受けた日から当該冠事業の完了の日又は令和 8 年 3 月 31 日のいずれか早い日までとします。
- (2) シンボルマーク 原則として令和 7 年 1 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとします。  
ただし、シンボルマークを使用する事業の準備、周知等のため必要があると認められるときは、この限りではありません。使用後は責任を持って処分・消去してください。

## 10 完了報告

冠事業の承認を受けた事業が完了したときは、当該冠事業の完了の日から 30 日以内に、専用の入力フォームにより必要な情報を入力し、又は必要な情報を様式第 3 号による伊豆の国市制施行 20 周年記念冠称等使用事業完了報告書に記入して市長に提出してください。

## 11 責任・免責

- (1) 市は、使用者が取扱要領及び本手引きに違反して冠事業の名称を使用していると認められた場合、又は市の裁量で必要と判断した場合には、使用者に対して冠称及びシンボルマークの使用停止、その他市長が必要かつ適切と判断する措置を講じることがあります。
- (2) 市は、冠称を冠した事業に対して、使用料の減免など特別な支援は行いません。また、事業等に要する経費、発生した損害又は賠償責任及び発生する諸問題について、一切

その責任を負わないものとします。

事務局

伊豆の国市企画財政部企画課

〒410-2292 静岡県伊豆の国市長岡 340 番地の 1

E-mail : [kikaku@city.izunokuni.shizuoka.jp](mailto:kikaku@city.izunokuni.shizuoka.jp)

電話番号 : 055-948-1413

FAX 055-948-2915

(8 : 30~17:15 / 土日祝日及び年末年始を除く。)